



カスタマーハラスメント防止について

町民の皆さまからのご意見やご要望は、行政サービスの向上につながる貴重な情報であり、本町では、これらに対して真摯に対応を行っております。

一方で、まれに職員への暴言や過度な要求、長時間対応の強要など業務に支障を及ぼす迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」を伴うものもあり、職員が安心して働くことのできる職場環境が侵害されることで、行政サービスの低下を招く可能性があります。

本町では、これらの行為から職員を守るとともに、さらなる行政サービスの向上につなげるため、専門の弁護士や警察などの関係機関とも連携しながら、毅然とした態度で組織的に対応していきます。

行政サービスのさらなる向上のため、ご理解とご協力を
をお願いいたします。



啓発ポスターについて



町では、カスタマーハラスメントに該当する行為を掲載したポスターを、本庁舎等の公共施設に掲示し、啓発を行っています。

カスタマーハラスメントに該当する行為の例

(厚生労働省「カスタマーハラスメント対策マニュアル」から抜粋)

- ・身体的な攻撃(暴行、暴言)
- ・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
- ・威圧的な言動
- ・土下座の要求
- ・拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
- ・差別的な言動
- ・性的な言動
- ・職員個人への攻撃、要求

【問】総務課 行政庶務室 ☎0547(56)2220